五九〇五・〇〇	紡織用繊維の壁面被覆材			A
五九・〇六	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）			A
五九〇七・〇〇	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類			A
五九〇八・〇〇	紡織用繊維製の芯（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）			A
五九〇九・〇〇	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）			A
五九一〇・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）			A
五九・一一	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）			A
五九一一・一〇	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもの（うち針布に使用するものに限る。）並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供するもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。）			A
五九一一・二〇	ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。）			A
五九一一・三一	エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）			A
五九一一・三二	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの			A
五九一一・四〇	搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）			A
五九一一・九〇	その他のもの			A
	綿製のもの	四・九%	B4	A
	その他のもの	二・八%	B4	A
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物			
六〇・〇一	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六〇〇一・一〇	ロングパイル編物			
	ループドパイル編物			
六〇〇一・二一	綿製のもの	七・九%	B7	A
六〇〇一・二二	人造繊維製のもの			A
六〇〇一・二九	その他の紡織用繊維製のもの			A
	その他のもの			
六〇〇一・九一	綿製のもの	九・八%	B4	A
六〇〇一・九二	人造繊維製のもの			A
六〇〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの			A
六〇・〇二	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く。）			A
六〇・〇三	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートル以下のものに限るものとし、第六〇・〇一項及び第六〇・〇二項のものを除く。）			A
六〇・〇四	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く。）			A
六〇・〇五	たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第六〇・〇一項から第六〇・〇四項までのものを除く。）			A
六〇〇五・二二	綿製のもの			A
	漂白してないもの及び漂白したもの			A

六〇〇五・二三	浸染したもの			A
	異なる色の糸から成るもの			A
六〇〇五・二四	なせんしたもの			A
	合成繊維製のもの			A
六〇〇五・三一	漂白してないもの及び漂白したもの			A
六〇〇五・三二	浸染したもの			A
六〇〇五・三三	異なる色の糸から成るもの			A
六〇〇五・三四	なせんしたもの			A
	再生繊維又は半合成繊維製のもの			A
六〇〇五・四一	漂白してないもの及び漂白したもの			A
六〇〇五・四二	浸染したもの			A
六〇〇五・四三	異なる色の糸から成るもの			A
六〇〇五・四四	なせんしたもの			A
六〇〇五・九〇	その他のもの			A
六〇・〇六	その他のメリヤス編物及びクロセ編物			
	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一〇一・二〇	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）			
六一〇一・三〇	綿製のもの	一〇・九%	B4	A
六一〇一・九〇	人造繊維製のもの	一〇・九%	B4	A
	その他の紡織用繊維製のもの			
第六一類	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
六一・〇一	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	その他のもの			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
六一〇二・一〇	その他のもの			
	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）			
六一〇二・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇・九%	B4	A
六一〇二・三〇	綿製のもの	一〇・九%	B4	A
六一〇二・九〇	人造繊維製のもの	一〇・九%	B4	A
六一・〇三	その他の紡織用繊維製のもの			
	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一〇三・一〇	スーツ			
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの及び合成繊維製のもの	一〇・九%	B4	A
	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	B4	A
	その他のもの			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの及び合成繊維製のもの	一〇・九%	B4	A
	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	B4	A
	アンサンブル			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの及び合成繊維製のもの	一〇・九%	B4	A
	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	B4	A